

条例骨子案に対する主な意見への対応

◆ 第3回有識者検討会 ▲ タウンミーティング等

項目	主な意見	条例（素案）での対応
名称	○ 主体が日本人と捉えられる「外国人との共生」より、 <u>共に活躍するとの意味合いを含む「多文化共生」が適当</u> ではないか。（◆）	〔名称(案)〕 富山県多文化共生の地域づくりの推進に関する条例
前文	○ 人口減少をカバーするため外国人を受け入れるという視点だけではなく、 <u>国際社会で一定の役割を果たしていく</u> という視点も重要（◆）	〔前文(2段落目)〕 人口減少や労働力不足に加え、国際的な背景を追加 「国内において労働力不足が深刻化する一方で、 <u>国際的には人材の流動性が高まっており</u> 、我が国として専門的分野や技術的分野での外国人材の育成や確保が必要になっています。」
	○ 前文の <u>地域で培われてきた実践の取組は富山の強み</u> 。それをより強調し、さらに発展させていく姿勢を加えられるとよい。（◆）	〔前文(3段落目)〕 様々な主体による取組について追加 「本県においても、これまで多様な主体により県内各地で培われてきた 教育、地域交流、就労その他の様々な多文化共生の取組の基盤 (略)を生かして、(略)共に支え合う地域社会を築くことが一層重要になっています。」
	○ 人材獲得競争の中で富山県が選ばれるよう、 <u>富山の魅力や富山らしさなどを盛り込み発信</u> していく必要がある。（▲）	〔前文(4段落目)〕 富山の魅力や目指す社会を追加 「ここに私たちは、 <u>豊かな自然の下で多様な産業及び文化を有する本県において</u> 、県民一人一人が、身体的、精神的及び社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができ(略)るよう、(略)この条例を制定します。」
	○ <u>学習支援教室、地域での交流活動、外国人材受入れ企業等の現場</u> において、 <u>それぞれ主体的に多文化共生に取り組まれている</u> ことを再認識（▲）	
	○ <u>外国人の犯罪率、犯罪の増加、災害発生時等の犯罪の発生</u> が懸念（▲） ○ 「 <u>秩序ある共生</u> 」という理念を全面的に強調すべき。（▲） ○ 「 <u>県民</u> 」に日本人住民も外国人住民も含まれることを明確にするべき（▲） ○ 「『 <u>誰もが</u> 』安心して暮らせる多文化共生の～」という表現では、 <u>不法滞在者等も含まれると解されやすいおそれがある</u> 。（▲）	〔前文(3段落目)〕 多文化共生を推進するうえで前提となる社会規範の尊重を追加。日本人住民と外国人住民が共に県民であることを明記 「(略)本県においても、(略) <u>日本人住民と外国人住民が県民として、社会規範を尊重しながら共に支え合う地域社会を築くことが一層重要</u> になっています。」
	○ <u>ほとんどの外国人住民は地域経済を支えており、一部の犯罪を理由に外国人住民を一括して問題視するべきではない</u> 。一緒にどうやって誰もが安心して暮らせる地域を作るのか考えていくことが重要（▲） ○ さらなる人口減少・少子高齢化を踏まえると、 <u>外国人との共生は必然的であり、外国人材に選ばれる働きやすく暮らしやすい環境整備が必要</u> （▲）	〔前文(4段落目)〕 対象の表現を「誰もが」から「県民が」に変更 「ここに私たちは、(略)国籍や民族等にかかわらず、 <u>県民が安心して暮らし活躍できる多文化共生の地域づくりを目指し</u> 、この条例を制定します。」 （〔第1条 目的〕等も同様に対象の表現を変更）

項目	主な意見	条例（素案）での対応
前文	○ 多文化共生をより自分ごととして捉え、積極的に進めようという前向きなメッセージとして、「<u>私たちの</u>」や「<u>ウェルビーイング</u>」を強調してはどうか。（◆）	〔前文(4段落目)〕 宣言的な表現とし、目指す社会としてウェルビーイングを記載 「ここに私たちは、(略) <u>県民一人一人が、身体的、精神的及び社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができ(略)るよう、(略)この条例を制定します。</u>」
第3条 基本理念	○ 「基本理念」の人権に係る表現を、<u>国際人権規約や世界人権宣言、国連憲章などの文言</u>を用いて明確にしてはどうか。持続可能な社会の形成についても、<u>SDGsの国際目標を念頭に置いた表現</u>にしてはどうか。（◆） ○ 人権の尊重等が盛り込まれており、よくまとまっているが、<u>差別することがためであることも明記</u>してほしい。（▲）	〔第3条 基本理念〕 人権の尊重を説明する文言を追加 「多文化共生の推進は、<u>すべての県民が差別されることなく等しくその人権を尊重されることを基本として行われなければならない。</u>」 〔前文(4段落目)〕 持続可能な社会を前文の目指す社会にも記載 「ここに私たちは、(略) <u>本県の経済社会の持続的かつ健全な発展に資するよう、国籍や民族等にかかわらず、県民が安心して暮らし活躍できる多文化共生の地域づくりを目指し、この条例を制定します。</u>」
第6条 県民の役割	○ 「県民の役割」にある「<u>日本及び地域社会の社会規範及び慣習を尊重</u>」という記載は、<u>外国人住民を想定し一方的とを感じる</u>。互いの文化・価値観を尊重し、対話を通じて新たな価値や幸せな未来を共に切り拓くといった趣旨のほうがよい。（◆） ○ 外国人コミュニティの中にも多様性があり、<u>外国人自身も、日本社会だけでなく、自身の国以外の様々な人達の言語や文化を尊重</u>する態度を養う必要がある。（◆） ○ 外国の文化や価値観の尊重も大事だが、<u>まずは日本の文化・慣習・規範・ルールを守ることを前提</u>とした内容にするべき。（▲） ○ 共生のためには、日本人が外国人に合わせたり我慢するような形ではなく、<u>外国人も努力して日本の文化・慣習等を理解</u>してもらえるよう対応すべき。（▲） ○ 外国人の増加により、<u>分離したコミュニティで独自の文化で生活されることが懸念</u>（▲） ○ <u>外国人側も住民と協力して安全・安心に生活できるように努力したい</u>と思っている。（▲）	〔第6条 県民の役割〕 県民には日本人住民も外国人住民も含まれており、また外国人同士の間関係も含まれる趣旨から表現を補足 「県民は、基本理念にのっとり、<u>互いの文化的なちがいとともに本邦及び地域の社会規範を尊重しながら、多文化共生の推進に寄与するよう努めるものとする。</u>」 〔第6条 県民の役割〕 同趣旨の内容について記載あり 「県民は、基本理念にのっとり、<u>互いの文化的なちがいとともに本邦及び地域の社会規範を尊重しながら、多文化共生の推進に寄与するよう努めるものとする。</u>」 〔第11条 相互理解の促進〕 同趣旨の内容について記載あり 「県は、国籍又は民族等にかかわらず、県民が安心して暮らすことができるよう、<u>地域又は職場における相互理解につながる情報の提供、交流の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>」